

特許

(1) 特許願

【書類名】	特許願	
【整理番号】	1 2 3 7 7 7	
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【国際特許分類】	F 1 6 L 2 7 / 0 0	
【発明者】		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 特許株式会社内	
【氏名】	発明 太郎	
【特許出願人】		
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3丁目4番3号	
【氏名又は名称】	特許株式会社	
【代表者】	発明 太郎	
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6	
【納付金額】	1 4 0 0 0	
【提出物件の目録】		
【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1

役職名のみでよく、氏名までは記入
不要です。

識別番号は、番号が付与されている
人のみ記載します。

「円」や3桁ごとの区切り点（,）は
記入しません。

〔備考〕

○ 用紙の大きさと文字数等

用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用います。用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。

書き方は、左横書きで、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とします。複数枚にわたる書類には、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入します。

文字は10ポイントから12ポイントまでの大きさで、ワープロ等により、黒色で明瞭かつ容易に消すことができないように書きます。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いることができません（欄名の前後に「【」、「】」を用いるとき及び置き換え文字の前後に「▲」、「▼」を用いるときを除く）。

なお、願書の余白は、少なくとも用紙の上に6 cm、左右及び下に各々2 cmとります。
特許出願の手数料は一出願につき14,000円です。これを「特許印紙」で納付する場合は、願書の左上余白部分に特許印紙を貼り、その下にその額を括弧で囲み記載します。

【書類名】

「特許願」と記載します。

【整理番号】

出願人が任意に定める出願人用の整理番号で、ローマ字（大文字に限る）、アラビア数字と「-」の組合せからなる10字以内の記号を記載します。出願番号が決定するまでの間の整理番号としても機能します。

【提出日】

特許庁の窓口に出示する年月日又は郵便局に差し出す年月日になるべく記載します。年号は西暦ではなく元号で記載します。

【あて先】

「特許庁長官 殿」と記載します。

【国際特許分類】

出願する発明を最も適切に表示する国際特許分類のグループ記号を記載しますが、適切な分類がわからない場合は省略できます。なお、独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページにある「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」からIPC（国際特許分類）の検索ができます。

【発明者】

発明をした自然人（個人）の【住所又は居所】及び【氏名】を記載します。【住所又は居所】は、住民票の記載と同じく〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町（〇〇村大字〇〇字〇〇）〇丁目〇番〇号のように詳しく記載します。また、【氏名】は、戸籍上の氏名（本名）を正確に記載します。特に読み方が難解であるときは【氏名】の欄の上に【フリガナ】の欄を設けて片仮名でフリガナをつけます。

なお、【氏名】は、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

また、「【発明者】」の表示自体は欄名の意味ですので、この横には文字を記載しません。発明者が複数人いる場合は、【発明者】の欄名から繰り返し項目を設けて全員の住所又は居所、氏名を記載します。法人や団体が発明者になることは認められませんので注意する必要があります。

【特許出願人】

特許を受けようとする者の【識別番号】、【住所又は居所】、【氏名又は名称】を記載します。

【識別番号】は、特許庁から識別番号の通知を受けている場合にのみ記載します。通知を受けていないときは、記載不要です。

【住所又は居所】は、個人の場合は住民票に記載のとおり、法人の場合は登記簿の登記どおり本店の住所を記載します。ただし、【識別番号】を記載したときは、【住所又は居所】の記載は省略することができます。

法人の場合は、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設け、その法人の代表者の氏名を記載します。ただし、代理人が手続をする場合には記載不要です。

なお、【氏名又は名称】及び法人の【代表者】の記載において、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

また、【氏名又は名称】（法人の場合は【代表者】）の次に【電話番号】又は【ファクシミリ番号】を設けて、電話番号又はファクシミリ番号をなるべく記載します。

出願人が複数いる場合には、【特許出願人】の欄名から繰り返し項目を設けて出願人全員を記載します。

なお、「【特許出願人】」の表示自体は欄名の意味ですので、この横には文字を記載しません。出願人には、発明者本人か、発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けた個人又は法人になることができます。また、出願人は権利能力を有する者でなければなりません。したがって、法人格のない団体（町内会、同好会など）は、出願人になることはできません。特に個人事業者は、屋号（〇〇商店など）をもって出願せずに個人名義で出願する必要があります。

【手数料の表示】

この欄は、特許印紙により手数料を納付する場合は記載不要です。予納制度、現金納付制度、電子現金納付制度、口座振替制度及び指定立替納付者による納付制度を利用する場合は記載します。現金納付の場合は【予納台帳番号】を【納付書番号】として納付書番号を記載し、【納付金額】は記載しません。電子現金納付の場合は【予納台帳番号】を【納付番号】として納付番号を記載し、【納付金額】は記載しません。口座振替の場合は【予納台帳番号】を【振替番号】として振替番号を記載し、【納付金額】には納付すべき手数料の額を記載します。指定立替納付者による納付の場合は【予納台帳番号】を【指定立替納付】として、【納付金額】には納付すべき手数料の額を記載します。

【提出物件の目録】

この欄には、願書に添付して提出する書類の名称と部数を【物件名】の後に記載します。明細書等が複数ページであっても部数は1となります。

(2) 明細書

<特許の明細書の例 第1頁>

【書類名】 明細書
【発明の名称】 電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラ
【技術分野】
【0001】
本発明は電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラに関する。
【背景技術】
【0002】
従来の銀塩式カメラは、近年普及してきた電気式カメラに比べて高解像度な画像が得られる利点が多い。
【先行技術文献】
【特許文献】
【0003】
【特許文献1】 特開2003-499999号公報
【非特許文献】
【0004】
【非特許文献1】 特許太郎著「画像記憶カメラのいろいろ」特許出版、2003年、p. 12-34
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【0005】
しかしながら、銀塩式カメラは、撮影した画像を見るために現像処理をしなければならないなど、取扱いが煩雑になる欠点があり、銀塩式カメラに電気式カメラを一体化するという方法も携帯性や小型化などの点で不利がある。
【課題を解決するための手段】
【0006】
本発明は、従来の銀塩写真カートリッジと互換性がある形状の電気スチル画像情報を記憶する手段を備えたカートリッジと、銀塩式及び電気式の両方のカートリッジを装填可能カメラとを提供することで上記課題を解決する。
【発明の効果】
【0007】
本発明は、高品質な銀塩画像を得たい場合には、銀塩フィルムカートリッジを装填し、手軽な電子画像を得たい場合には、電気スチル画像記憶カートリッジを装填するだけで、銀塩式と電気式の2種類の画像形式を選択でき、カメラ本体も1台で済むため携帯に優れ、光学系の供用化による小型化も可能になる。

<特許の明細書の例 第2頁>

【図面の簡単な説明】
【0008】
【図1】 本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図2】 本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図3】 本発明に係る電気スチル画像記憶カートリッジと銀塩写真カートリッジを併用可能にしたカメラの概観図である。
【発明を実施するための形態】
【0009】
本発明のカートリッジは、図1に示されるように、カートリッジ本体1にCCD素子2、電気スチル画像記憶用のメモリー3及び電源供給用の電池4を内蔵し、さらに外部との情報交換を行うための端子5を設けている。
【実施例】
【0010】
また、図2に示すように、接続コード6を介してCCD素子2をカートリッジ本体1に接続してもよい。
【0011】
本発明のカメラは図3に示されるように、カメラ本体7に情報交換のための接点8が設けられている。この接点8は銀塩写真カートリッジのDXコードの読み取り接点としても機能、これを介してレリーズ信号等の情報がカメラ本体7側とカートリッジ本体1側との間で交換される。
【符号の説明】
【0012】
1 カートリッジ本体
2 CCD素子
3 メモリー
4 電池
5 端子
6 接続コード

〔備考〕

＜明細書等の記載に関する留意点＞

（１）明細書の作成において留意すること

明細書等の出願書類の作成の際には、発明の内容が容易に把握できるよう、適切な技術用語を用いて明確かつ簡潔な文章を作成します。また、文章はできるだけ平易なものとし、不必要にまわりくどい表現は避けます。

（２）翻訳を必要とする場合に留意すること

外国からの出願については、誤訳を避けるとともに、直訳調の読みにくい文章とならないよう、適切な日本語を用いて記載します。また、外国への出願にあたり、翻訳の際に誤訳が発生することを避けるため、翻訳を意識した文章を作成するよう留意します。このため、以下の点に特に留意します。

（イ）主語と述語を明確にする。

（ロ）句読点を正確に用いる。

（ハ）一文を適当なところで区切って短い文章にする。

（ニ）受動態での表現と能動態での表現とは確実に使い分ける。

（ホ）代名詞が何を指しているか明確にわかるように記述する。

（ヘ）同じ内容を表現するときは同一の用語を用いる。

＜文章例＞

（不適切な例）

「一般に、床暖房や天井の輻射冷暖房などに、①多用される平板状ヒートパイプは知られており
②、この種のものには、アルミニウム製のロールボンド製法により成形されたヒートパイプなどが使用され
③、これは例えば床暖房に使用した④場合に、温水循環式のパネルなどに比べ、均温性、耐久性、安全性、メンテナンス性などに優れるという利点があるが^⑤、これによると^⑥ヒートパイプ内にはウイックを入れられないので、凝縮部から蒸発部への液戻りは重力に頼ることになり^⑦、その結果として、^⑧水平状態では液戻りが悪くなり、ヒートパイプが全く作動しないか、仮に作動しても、ヒートパイプの性能が極めて悪化するなどの問題が生じる。」

（適切な例）

「一般に、床暖房や天井の輻射冷暖房などに多用される平板状ヒートパイプは知られている。この種のものには、通常、アルミニウム製のロールボンド製法により成形されたヒートパイプなどが使用されている。これは例えば床暖房に使用された場合に、温水循環式のパネルなどに比べ、均温性、耐久性、安全性、メンテナンス性などに優れるという利点がある。

しかしながら、平板状のヒートパイプ内にはウイックを入れられないため、凝縮部から蒸発部への液戻りは重力に頼ることになる。その結果として、ヒートパイプが水平状態にあると液戻りが悪くなり、ヒートパイプが全く作動しないか、仮に作動しても、その性能が極めて悪化するなどの問題が生じる。」

- ① 句読点を正確に用いる。
- ② 一文が長いため、短文に区切る。
- ③ 一文が長いため、短文に区切る。
- ④ 先の文が受動態であるため、受動態に揃える。
- ⑤ 一文が長いため、短文に区切る。文意を明確にするために段落を変え、接続詞を追加する。
- ⑥ 代名詞が何を指しているかを明確にする。
- ⑦ 一文が長いため、短文に区切る。
- ⑧ 主語を明確にする。

○用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。ただし、余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々 2 cm とります。

【書類名】

「明細書」と記載します。

【発明の名称】

「ロボットの二足歩行装置」や「電気自動車の充電制御方法」のように発明の内容を簡潔、明瞭に表示する名称をつけます。発明の内容と直接関係のない「最新式」「改良型」といった字句を添えてはいけません。

<発明の詳細な説明の記載に関する留意点>

発明の具体的説明は、それを読んだ者が発明の内容を理解して再現できるように、特許法第36条第4項及び特許法施行規則第24条の2の規定に従い、詳細かつ明確に記載する必要があります。具体的には**【発明の名称】**の欄の次にそれぞれ下記の見出しを付して詳細を記載します。

なお、原則として、詳細な説明を記載する各段落、各図の説明及び符号の説明の前に「**【**」と「**】**」を付した4桁のアラビア数字で**【0001】****【0002】**のように連続した段落番号をつけますが、下記見出しの前に段落番号を付してはいけません。

【技術分野】

特許を受けようとする発明の技術分野を明確にするため、「本発明は～するための～に関するものである。」のように簡潔に記載します。

【背景技術】

文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についても、なるべくそれを記載します。

具体的には、次のように記載します。

「 **【背景の技術】**

【0007】

従来の〇〇〇には、………を施したものがある（例えば、特許文献1参照。）。ま

た、……を配置しているものがある（非特許文献 1 参照。）。……。以下、図〇、図〇により従来の〇〇について説明する。……。」

【先行技術文献】

特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載します。

具体的には、次のように記載します。

「【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献 1】 特開 2018-999999 号公報（第 3 頁、図 1）

【特許文献 2】 特開 2019-999999 号公報（第 4 頁、図 1）

【非特許文献】

【0009】

【非特許文献 1】「〇〇電機 家電製品カタログ 2019」、〇〇電機株式会社、2019 年、p. 16」

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

特許を受けようとする発明が課題にしている従来技術の問題点などを記載します。

【課題を解決するための手段】

請求項に記載された発明がこの解決手段そのものとなりますから、普通は特許請求の範囲に記載された構成を記載しておきます。

【発明の効果】

特許を受けようとする発明が、従来技術に比べて優れているといえる点を、発明の有利な効果として記載します。発明の進歩性を判断する材料にもなりますから重要です。

【図面の簡単な説明】

図面を添付している場合には、この欄を設けて、図の説明ごとに行を改めて「【図 1】平面図」のように記載します。

具体的には次のように記載します。

「【図面の簡単な説明】

【0035】

【図 1】 本件発明の概略図

【図 2】 端子の部分拡大図

【図 3】 実施態様を示す図」

【発明を実施するための形態】

【実施例】

通常の技術的知識を有する第三者が、当該発明を実施できるように、特許出願人が最良と思う発明の実施の形態を【実施例】として具体的に記載します。

【符号の説明】

図面に符号が記載されている場合には、【符号の説明】の見出しを付して図の主要な部分を表す符号の説明を記載します。

具体的には次のように記載します。

「【符号の説明】

【 0 0 3 7 】

- 1 電池
- 2 端子
- 3 スイッチ
- 4 遮断板

化学式などを明細書中に記載する場合には、明細書中の記載すべき位置に、化学式なら【化 1】【化 2】、数式なら【数 1】【数 2】、表なら【表 1】【表 2】、のように記載する順序で連続番号を付して記録します。化学式等は、横 1 7 0 mm、縦 2 5 5 mmを超えて記載してはいけません。

なお、明細書中に記載した【化 1】、【表 1】、【図 1】等を別の説明箇所で使いたいときは、項目記号である「【」及び「】」を記載してはいけません。

具体的には、次のように記載します。

「 【 0 0 2 0 】

【化 1】

【 0 0 2 1 】

【表 1】

【 0 0 2 2 】

次に、本件発明の実施態様を説明すれば、図 1 に示すとおり高濃度の状態であっても全く消滅することはない。また、部品の一部は、化 1 及び化 2 の複合物である。さらに状況の推移状態は、表 1 に示すとおりである。請求項 1 に記載のシステムは、図 3 の簡略システムである。」

(3) 特許請求の範囲

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】電気スチル画像情報を記憶する記憶手段を有してなる電気スチル画像記憶カートリッジ。

【請求項 2】銀塩写真カートリッジと請求項 1 に係る電気スチル画像記憶カートリッジを併用可能にしたカメラ。

〔備考〕

○用紙の大きさや数字等は、願書の場合と同様です。ただし余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々 2 cm とります。

特許請求の範囲の欄には、特許出願人が特許を受けようする発明を特定するために必要な事項を記載します。特許発明の技術的範囲はこの特許請求の範囲の記載によって定められますから、特許法第 36 条第 5 項及び第 6 項並びに特許法施行規則第 24 条の 3 の規定に従い、明確に記載する必要があります。

【書類名】は、「特許請求の範囲」と記載します。特許請求の範囲は請求項に区分して記載し、特許を受けようとする発明が複数ある場合には、【請求項 1】【請求項 2】・・・のように請求項の語句の後に連続した番号を添えて欄を設けます。請求項が一つであっても【請求項 1】の項目を設けて記載します。

(4) 要約書

＜要約書の事例＞

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 銀塩写真カートリッジと電子スチル画像記憶カートリッジを同一のカメラで使用可能にし、画像形式の選択性、携帯性、小型化を可能にする。

【解決手段】 従来の銀塩写真カートリッジと互換性のある形状のカートリッジ本体 1 に CCD 素子 2、電子スチル画像記憶用のメモリー 3、電源供給用の電池 4 及び外部との情報交換を行うための端子 5 を設ける。

【選択図】 図 1

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 成形収縮率が小さく、剛性に優れ、かつ写真感光材料に悪影響を与えない写真感光材料用のフィルム容器を提供する。

【解決手段】 1, 3, 2, 4-ジベンジリデンソルビトールなどのソルビトール系造核剤を 0.1～5 重量%添加したポリエチレン樹脂でフィルム容器を成形する。

【選択図】 なし

〔備考〕

○用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。ただし、余白は、少なくとも用紙の上下左右に各々 2 cm とります。文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記載します。用語は、明細書、特許請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用します。

【要約】

発明の概要を文字数 400 字以内で簡潔に記載します。具体的には【課題】【解決手段】等の見出しをつけて、発明が解決しようする課題とその解決手段を記載します。

【選択図】

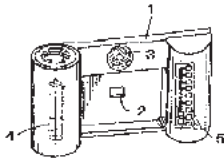
発明の概要を把握するのに最も適当な図の番号を「【 】」を使用せずに「図 1」のように記載します。図そのものは記載しません。該当するものがないときは、「なし」と記載します。

(5) 図面

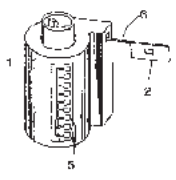
＜図面の事例＞

【書類名】 図面

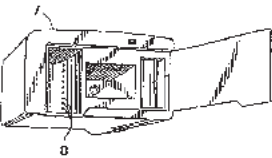
【図 1】



【図 2】



【図 3】



図番号は、【図 1】、【図 2】、【図 3】のように連続番号を図の上に付します。

異なる図番号を付した図を横に並べて描いてはいけません。また、一の図番号を付した図を複数ページにわたって描いてはいけません。

異なる図番号を付した図にまたがって引出線や指示線を描いてはいけません。

〔備考〕

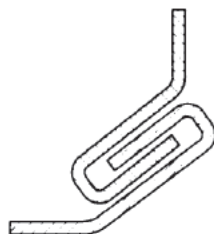
○用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス又は白色上質紙を用います。黄色や赤色のものは使用できません。特に必要がある場合は横長に記載できますが、原則的には縦長に用います。

図は、横170mm、縦255mmの範囲内に記載してください。また、一つの番号を付けた図を複数ページにわたって描いてはいけません。なお、一つの番号を付けた図が1ページに描けないときは、【図 1】、【図 2】のように連続番号を付けた上で、複数ページに分けて描くことができます。

描き方は、原則として製図法に従って描きます。線の太さは、実線では0.4mm（引出線は0.2mm）、点線及び鎖線は約0.2mmで、濃厚な黒色インキなどを用いて黒色で鮮明に描きます。鉛筆その他消えやすいものを用いたり、着色したりしてはいけません。

【書類名】は「図面」と記載します。

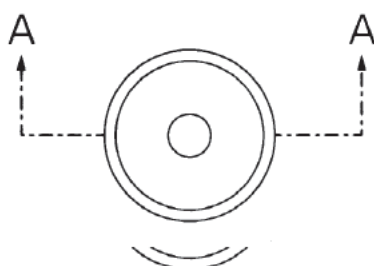
(1) 断面図



断面図などの切断面には、平行斜線を引き、その断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線又は間隔の異なる平行斜線を引きます。

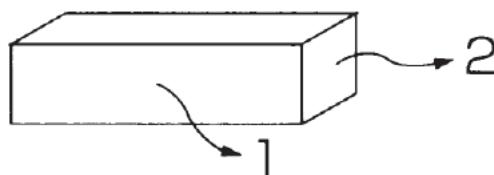
(2) 切断図

図中のある箇所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の箇所を示し、その一点鎖線の両端にA－A、B－Bのように符号を付け、かつ矢印で切断面を描く方向を示します。



(3) 引出線と符号

明細書の「発明の詳細な説明」の項目で説明する図中の各部分については、他の線と明確に区別する事ができる引出線を引いて、約5mm 平方の大きさのアラビア数字で符号を付けます。



(6) 出願審査請求書

＜出願審査請求書の例＞

【書類名】	出願審査請求書		
（【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日）		
【あて先】	特許庁長官 殿		
【出願の表示】			
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇		
【請求項の数】	2	審査請求時の請求項の数を記載します。 審査請求と同時に補正をした場合は、補正後の請求項の数を記載します。	
【請求人】			
【識別番号】	0 1 2 3 4 5 6 7 8		
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		
【氏名又は名称】	特許株式会社		
【代表者】	発明 太郎		
【手数料の表示】	出願審査請求料は、出願の日及び請求項の数により変動します。 平成31年4月1日以降に出願した事件の場合 $138,000 + (\text{請求項の数} \times 4,000 \text{ 円}) = 146,000 \text{ 円}$		
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6		
【納付金額】	1 4 6 0 0 0		

〔備考〕

○ 用紙の大きさや字数等は、願書の場合と同様です。

【書類名】

「出願審査請求書」と記載します。ただし、出願人以外の者が出願審査請求をする場合は、「出願審査請求書（他人）」と記載します。

【出願番号】

出願番号は出願後に特許庁から通知されますから、これを記載します。

【請求項の数】

出願審査請求の時点での「請求項の数」を記載します。

【手数料の表示】

この欄の記載については、Ⅱ様式編 特許（1）特許願の〔備考〕の【手数料の表示】を参照して下さい。

(7) 拒絶理由通知書

整理番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	発送番号〇〇〇〇〇〇 発送日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	<引用文献等一覧> 1. 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報 2. 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
拒絶理由通知書		
特許出願の番号 起案日 特許庁審査官 特許出願人 適用条文	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 〇〇 △△ △△ 様 第29条第2項（進歩性）	<先行技術文献調査結果の記録>
この出願は、次の理由によって拒絶すべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。		・調査した分野 IPC H04M 1/00 ・先行技術文献 特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
理由		この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。
1.（進歩性）この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。		この拒絶理由通知の内容に関するお問合せ又は面談のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。電子メール等で補正案等の送付を希望される場合は、その旨を電話でお知らせください。
記 （引用文献等については引用文献等一覧参照）		審査第〇部 〇〇〇 〇〇 〇〇 TEL. 03-3581-1101 内線〇〇〇〇
●理由1（進歩性）について		
・請求項 1 ・引用文献 1及び2 ・備考 引用文献1には・・・の発明が記載されている。また引用文献2には・・・の発明が記載されている。 上記引用文献1または2の発明は、・・・という点で、同一の課題を有するものであるから、引用文献1の発明において、その技術的課題を解決するために引用文献2に記載の・・・を適用することは、本願出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が容易に想到し得た程度のことである。		
<拒絶の理由を発見しない請求項> 請求項（2）に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。		

(8) 意見書

【書類名】 意見書

【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

【特許出願人】

【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

【氏名又は名称】 □□ □□

【発送番号】 1 2 3 4 5 6

【意見の内容】

最初に審査官からどのような拒絶理由通知を受けているのか、簡単に整理して書き出します。

意見の内容についての特定の記載形式はありませんが、審査官の拒絶理由に対して、ポイントを整理して書いてください。

各引用文献と、本願発明との構成上の対比を整理し、補正等によって構成上の差異があれば、そのポイントとして説明し、さらに構成の違いによりどのような技術的意義が生じているのか、作用効果の優位性などについても説明します。

(1) 審査官殿は、本願請求項1に係る発明は、下記引用文献1及び2に記載された発明に基づいて、当事業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、と認定されました。

引用文献1 特開〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

引用文献2 特開〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

(2) 本願出願人は、上記の認定に鑑み、本意見書と同時に提出した手続補正書において、出願当初明細書の「0035」の記載に基づいて特許請求の範囲を補正し、引用文献1及び2に対して本発明の進歩性を明確に致しました。以下、補正後の特許請求の範囲に基づいて意見を申し述べます。

(3) 引用文献1には、・・・の技術が記載されています。また、引用文献2には、・・・の技術が記載されています。これに対し、本願請求項1に係る発明は、上記補正により・・・に限定されており、この点に関して引用文献1及び2のいずれにもその技術が開示されておらず、示唆もされておられません。また、この限定により、引用文献2には記載されていないという効果を奏します。

補正書がある場合は、出願当初の明細書のいずれの記載を根拠にしているのかを明らかにするのが望ましい書き方です。

(4) 以上のように、本願請求項1に係る引用文献1及び2に記載される発明に基づいて当事業者が容易に発明できたものではないので、再度の審査をお願いいたします。

審査官の拒絶理由がすべて解消していることを最後にまとめとして書きます。

(9) 手続補正書

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】	
【識別番号】	〇 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	□□ □□
【発送番号】	1 2 3 4 5 6
【補正により増加する請求項の数】	1
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
(略)	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	4 0 0 0

出願に係る補正をする出願人を記載します。

この手続補正の場合、出願人は特許請求の範囲を補正することで拒絶理由に対応します。

請求項を1つ増やしたので、請求項数1×4000円の手数料がかかります。

なお、他人が出願審査請求をした後に、補正などにより請求項の数が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません。

(10) 特許料納付書

＜設定登録に係る特許料を特許印紙で納付する場合の例＞（用紙サイズはA4サイズ）

実際に提出する日を記載する。	【書類名】 特許料納付書			
出願番号を正確に記載する。 ※誤記が多いので、特許査定を参照して正確に記載してください。	■【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日 【あて先】 特許庁長官 殿			
特許査定に記載の請求項の数を記載する。	■【出願番号】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 ■【請求項の数】 〇			
出願人の氏名又は名称を正確に記載する。 出願人が複数いる場合は【特許出願人】 【氏名又は名称】の欄を繰り返して記載する。 注意：新減免制度の利用時のみ【識別番号】又は【住所又は居所】が必要。	◆【特許出願人】 【識別番号】（新減免利用時のみ必須項目です） 【氏名又は名称】 特許 太郎			
・ 特許庁から通知済みの9桁の識別番号を記載する。識別番号がわからない場合は記載不要。 ただし、予納を利用した納付の場合は、識別番号の記載が必須。 ・ 納付者の押印や識別ラベルは不要。 ・ 代表者は法人の場合のみ記載する。	◆【納付者】 【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3 【氏名又は名称】 特許 太郎 （【代表者】） 【納付年分】 第1年分から第3年分			
	(円)			
	<table border="1"> <tr> <td>特 許 印 紙</td> <td>特 許 印 紙</td> <td>特 許 印 紙</td> </tr> </table>	特 許 印 紙	特 許 印 紙	特 許 印 紙
特 許 印 紙	特 許 印 紙	特 許 印 紙		
	※特許庁ホームページから様式をダウンロードできます。			
	<u>注意：収入印紙ではありません。</u>			

【留意点】

- ◆ 納付と同時に「名称（住所）変更届」や「出願人名義変更届」を提出したときは、【納付年分】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日名称（住所）変更提出」、「令和〇〇年〇〇月〇〇日出願人名義変更届提出」のように記載してください。
 - ◆ 特許料の軽減を受ける場合には、【特許料等に関する特記事項】の記載が必要です。
新減免制度適用の場合は、【特許出願人】欄に【識別番号】又は【住所又は居所】欄を設ける必要があります。旧減免制度適用の共有の案件で持分に応じて減免等を受ける場合は、持分証明書の提出が必要となります。持分証明書は、特許料納付書に添付して提出してください。
減免制度を利用し第1年分から第3年分の特許料が全額免除となる場合は、特許料納付書ではなく特許料減免申請書の提出が必要になるためご注意ください。
特許料の減免制度及び納付書の記載方法については特許庁ホームページをご確認ください。
 - ◆ 特許印紙以外の納付方法については特許庁ホームページをご確認ください。
- 第4年分以降の特許料納付書は、【出願番号】が【特許番号】、【特許出願人】が【特許権者】になります。

(11) 移転登録申請書

収入印紙(登録免許税)を貼付してください。(割印不要)
*特許印紙ではありません。

譲受人の住所(居所)、氏名(名称)、法人にあっては代表者、外国人にあっては国籍を記載してください。

ただし、住所と国籍が同一国の場合は国籍を省略することができます。

譲渡人の住所(居所)、氏名(名称)、法人にあっては代表者、外国人にあっては国籍を記載してください。

ただし、住所と国籍が同一国の場合は国籍を省略することができます。

収入印紙		移転登録申請書	
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
(円)			
特許庁長官	殿		
1 特許番号	第〇〇〇〇〇〇〇号		
2 登録の目的	本特許権の移転		
3 申請人(登録権利者)			
住所(居所)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
氏名(名称)	□ □ □ □		
(国籍)			
4 申請人(登録権利者)代理人			
住所(居所)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
氏名(名称)	×× ××		
5 申請人(登録義務者)			
住所(居所)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
氏名(名称)	□□ □□		
6 申請人(登録義務者)代理人			
住所(居所)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
氏名(名称)	×× ××		
7 添付書類の目録			
(1) 権利の移転を証明する書面	1 通		
((2) 譲渡人の印鑑証明書	1 通)		
(	通)		

代理人により申請するときは、その住所、氏名を記載し、押印してください。
*本人が申請するときは、代理人の項目は不要です。

譲渡証書
譲渡契約書のことです。

代理人により申請するときは委任状の添付が必要になります。

(1 2) 譲渡証書

収入印紙		譲渡証書	
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
譲受人			
住所（居所） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号			
氏名（名称） □□□□			
譲渡人			
住所（居所） 〇〇県〇〇市町〇〇丁番〇〇号			
氏名（名称） △△ △△ 印			
下記の特許権は、私所有のところ、今般、これを貴 譲渡したことに相違ありません。			
1. 特許番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号			

作成日を記載
してください。

譲渡人の欄について、個人の場合は、住所（居所）、氏名を記載の上、実印（市区町村に登録済みの印鑑）を押し、印鑑証明書を申請書に添付してください。法人の場合は、住所、名称を記載し、名称の次に代表者の欄を設けてその代表者の氏名を記載の上、代表者の実印（登記所（法務局）に登録済みの印鑑）を押し、印鑑証明書を申請書に添付してください。